

# 県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務 公募型プロポーザル方式提案者募集要項

## 1 業務名

県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務

## 2 業務場所

守山市木浜町地先および受託者事務所内

## 3 業務の目的

本市の湖岸エリアは風光明媚で、ポテンシャルの非常に高い地域であり、積極的な民間投資が行われている反面、まだまだそのポテンシャルを活かしきれていないという課題がある。こうした中、「道の駅」としての機能に限定せず、琵琶湖畔の立地ポテンシャルを最大限に活かし、多くの来訪者が見込めるエリアとするよう、本市が地方創生の5つの柱の1つとしてこれまで取り組んできた「自転車を軸とした観光振興」と連携することで、本市の独自の「道の駅」を核とした周辺施設の整備の可能性について検討するもの。

## 4 業務内容

別紙「県・市管理公園の一体的 Park-PFI による道の駅等活性化調査業務特記仕様書」のとおり

## 5 見積上限価格

金 8,000,000 円（消費税および地方消費税を含む。）

## 6 履行期間

契約締結日から令和2年3月9日まで

## 7 参加資格要件

### (1) 業者登録名簿への登録

○平成31年度守山市業者登録名簿(建設コンサル、役務委託等)のいずれかに登録があること。または、登録名簿にない場合は、守山市の入札参加資格審査申請に準ずる書類を提出すること。

### (2) 過去の実績

○過去に、国、他地方自治体等が発注し、元請として公告日の前日までに完了し、引き渡し済みの2件以上の同種・類似実績（「道の駅」に関する事前調査、基本

計画策定等)があること。

※1 同種業務の実績とは道の駅(国土交通省「道の駅」として登録済または登録予定)又はサービスエリアに関する設計業務。

※2 類似業務の実績とは上記同種施設に準ずると判断できる施設(道路休憩施設、観光等情報発信施設、地域農特産物等販売施設、ほか観光レクリエーション施設)に関する設計業務。

### (3) 土木測量等の実施

○湖岸道路で分担されたエリアを一体的に活用する手法について検討し、その手法の実現に向けて、必要な測量業務等を行うことが可能であること。なお、協力事務所への一部業務の再委託は可とする。

### (4) その他

以下の項目に該当するものは、参加資格を有しないものとする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者であること。

イ 経営状態が健全でなく、市税等を滞納している者であること。

ウ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申立てがなされている者または民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者。

エ 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人その他の団体。

(ア)暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(イ)暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員

(ウ)暴力団関係者とは以下のいずれかに該当する者をいう。

- ・自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
- ・暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者
- ・暴力団もしくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有している者
- ・暴力団、暴力団員または上記までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用する等している者

## 8 選定条件

参加申込書を提出したもので、上記7 参加資格要件(1)から(3)をすべて満たすものを指名する。

## 9 参加申込みおよび受付

### (1) 参加申込みおよび受付の方法

下記 10 の提出書類を、持参または郵送により提出すること。なお、郵送による場合は、受付期間内必着とする。(消印有効ではない)

### (2) 受付場所

守山市総合政策部地域振興・交通政策課

### (3) 受付期間

令和元年 9 月 20 日(金)から令和元年 10 月 4 日(金)正午まで

## 10 提出書類

以下の書類を提出することとする。なお、令和元年度 守山市役務委託等業務業者登録名簿に登録のある業者については、下記(3)から(8)は不要とする。

### (1) 公募型プロポーザル参加申込書

### (2) 実績のわかる書類

### (3) 法人に係る登記事項証明書または商業登記簿謄本 (法人の場合)

### (4) 身元証明書 (個人の場合)

### (5) 印鑑証明書 (発行日から 3 カ月以内)

### (6) 納税証明書 (発行日から 3 カ月以内)

#### 【法人の場合】

国税：法人税、消費税および地方消費税

県税：法人事業税、法人都道府県税

市税：法人市町村税、固定資産税

### (7) 委任状 (支店または営業所と取引をする場合)

## 11 プロポーザルの実施概要

### (1) 提案時期

令和元年 10 月 4 日(金)正午を提案書提出期限とする。

### (2) 実施要領の入手方法

令和元年 9 月 20 日(金)、守山市総合政策部地域振興・交通政策課窓口にて配布するとともに、本市のホームページに掲載する。なお、窓口における配布は土日祝日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに限る。また、参考図書として、平成 30 年度に実施した「守山市湖岸エリアにおける自転車の道の駅事業化方策検討支援業務」報告書について、窓口にて閲覧可能とする。

### (4) 事業の全体スケジュールおよび受注者決定までの事務手順

以下に全体のスケジュールを示す。詳細は、別紙『公募型プロポーザル方式実

施要領』のとおり。

・実施要項発表	令和元年9月20日(金)
・質問締切	9月25日(水)
・質問回答	9月27日(金)
・提案書提出期限(必着)	10月4日(金)
・予備審査通知発表・発送	10月8日(火)
・プレゼンテーション審査	10月10日(木)
・審査結果発表・通知(予定)	10月16日(水)

## 12 質疑応答

本プロポーザルに関連して疑義のある方は、質問書(様式6)にて、令和元年9月25日(水)までに上記9(2)提出場所宛に提出すること。提出方法は、電子メールまたはFAX、郵送等(当日消印有効)によるものとする(提出された場合には、受信確認の連絡をすること)。電話および口頭による受付は不可とする。

質問書の内容およびそれに対する回答は市ホームページにて9月27日(金)までに掲載する。

## 13 問い合わせ先

〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号

守山市総合政策部地域振興・交通政策課 担当: 榊・山本

電話 077-582-1165

FAX 077-582-0539

E-mail [chiikishinko@city.moriyama.lg.jp](mailto:chiikishinko@city.moriyama.lg.jp)